

申請書等の押印見直し指針

国の規制改革実施計画における押印の見直し方針を踏まえ、法令等で義務化されているものを除き、原則として今年度末までに廃止していく。

1 対象とするもの

市民・事業者が窓口へ提出する申請書・届出書・報告書等における申請者の氏名欄の認印（個人における登録された印鑑又は法人における登録された代表者印（以下「登録印」という。）以外のもの）

2 見直し基準

(1) 対象

ア 市の条例、規則、要綱、マニュアル等により行政手続等（運用、書式・様式、記載内容、添付書類、押印の有無等）を定めているもの

イ 国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が市に委任等され、市独自で見直し可能なもの

(2) 判断基準

押印は以下ア、イを除き原則廃止。ウは選択制とする。

ア 押印を必要とする書類

- ・地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約
- ・さいたま市契約規則、さいたま市会計規則により契約及び一連の手続において、押印を求めている書類
- ・その他、文書の真正性の担保等の理由により、登録印の押印を求めている書類

イ 国や県の法令等に定めがある行政手続等で、その方法が国・県等により示されるもの（市独自の判断で見直しを行うことが不可能な行政手続等）

ウ 市民等の利便性向上に資する、押印を求める特別な理由があるもの

（例）法人・団体等が申請者となる手続、署名が困難な方への対応等の場合は、各制度所管課の判断により「署名又は記名押印」の選択制とすることが可能。

署名：自己の氏名を手書き（自署）すること

記名：代筆や印刷されたものなどにより氏名を記すこと